

「一者応札・一者応募」に係る改善方策について

この度、参議院では一者応札・一者応募の解消に向けた改善方策を以下のとおり取りまとめましたので、ここに公表します。

1 入札公告期間等の十分な確保

入札公告から入札日までの期間を十分に確保するとともに、入札に参加するための要件とされている必要書類の提出に係る期間についても可能な限り延長する。

2 業務準備期間の十分な確保

円滑な業務の引き継ぎ、準備が行えるよう建物設備やシステム等の保守業務については、落札決定から業務開始日までの期間が十分に確保されるよう留意する。

3 情報提供の拡充についての検討

入札に関する情報の提供については、ホームページのより一層の活用について検討を行う。

4 一者応札・一者応募となった場合の調査

入札の結果、一者応札・一者応募となった場合には、入札説明書や仕様書を受領したものの入札等に参加しなかった者に対して聴き取り調査を行い、その原因が本院側にあると認められた場合には、速やかに適切な改善措置を講ずる。

なお、本改善方策の取りまとめに当たっては、平成21年3月13日に開催した参議院契約監視委員会（第4回）において委員から意見を聴取した。